

平成27年12月定例会 総務委員会（事前）

平成27年11月26日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の12月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 報告第3号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 警察施設におけるくい工事の調査結果について

鈴木警察本部長

私からは、9月定例会以降の治安情勢と主要施策の取組状況等について御報告いたします。

県内における刑法犯認知件数は、11年連続で減少していますが、本年は、10月末現在で3,847件と、減少率が全国1位となった昨年同期と比べて2.0%の減少に止まっており、ほぼ横ばいの状況です。交通事故の死者数につきましては、昨日現在で25人と、道路交通法が施行された昭和35年以降最少を記録した、昨年同期と比べて3人減少しています。

しかしながら、ストーカー・DV等の人身安全関連事案の相談件数や高齢者を対象とした特殊詐欺の被害件数が増加しているほか、親族間の殺人や放火等の凶悪事件が立て続けに発生するなど、県内の治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

それでは、県警察が主要施策として進める運営重点に基づいて、御説明させていただきます。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止です。

本年10月末現在、県内における自転車盗や車上狙い等の街頭犯罪の認知件数は1,166件で、昨年同期と比べて113件減少しています。また、空き巣や忍び込み等の侵入窃盗犯罪の認知件数は314件で、昨年同期と比べて105件減少しています。

この減少傾向を維持するため、引き続き制服警察官によるコンビニエンスストアへの立ち寄り警戒や、犯罪発生状況等の分析に基づく緻密なパトロールを実施します。

また、年末に向けて、金融機関を対象とした強盗事件等、重要事件の発生も懸念されることから、今年も年末年始特別警戒を実施し、制服警察官による金融機関などへの立ち寄り警戒をはじめ、現金輸送車を保有する警備会社や深夜営業の店舗に対する防犯指導を徹底し、重要事件の未然防止を図ります。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、本年10月末現在、県内の認知件数は62件で、昨年同期と比べて27件増加しています。被害額については、昨年同期と比べて約1,568万円減少しているものの、高齢者を中心に約2億5,746万円を超える被害となっており、依然として深刻な状況です。

県警察としましては、高齢者だけでなく、その身近な方々による注意喚起がなされるよう、あらゆる機会を捉えて県民の皆様に具体的な犯罪手口を紹介するなど、高齢者が特殊詐欺の被害に遭わない環境づくりを推進するとともに、金融機関や宅配業者等との連携を一層強化し、犯行グループに県民の貴重な財産を渡さない対策の更なる推進により、県民及び社会の犯罪に対する抵抗力の強化を図ります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

本年10月末現在、県内における殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は39件で、このうち34件を検挙し、検挙率は87.2%という状況です。

特に、板野町における持凶器殺人未遂事件、三好市における現住建造物等放火・殺人・殺人未遂事件、東みよし町におけるわいせつ誘拐・監禁・集団強姦事件等の凶悪事件については、いずれも早期に検挙しています。

重要犯罪の早期かつ確実な検挙は治安上の重要課題であり、その成否は県民の体感治安を大きく左右することから、殺人、強盗等の重要犯罪発生時には、初動段階において最大限の捜査員を投入し、強力な捜査を推進してまいります。

暴力団対策につきましては、六代目山口組において傘下組織の一部が離脱し、新たに神戸山口組と称する暴力団組織を立ち上げました。これを機に、全国警察では、六代目山口組、神戸山口組をはじめとする暴力団の弱体化と壊滅に向けた取組を強力に推進しており、県警察においても、六代目山口組傘下にある県内最大の暴力団組織の幹部をはじめとする関係組員等を相次いで検挙したところです。

今後も、これら構成員を組織から排除することにより、暴力団の無力化と壊滅を図り、市民の安全確保や恐怖、不安感の払拭につなげてまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底防止です。

県下の交通事故発生状況につきましては、冒頭で申し上げたとおり、昨日現在、死者数は25人で、昨年同期と比べて3人減少しています。人身事故の発生件数、負傷者数も1割以上の減少をしていますが、例年、年末にかけて死亡事故が増加する傾向にあり、残り1か月余り、先制的な交通事故抑止対策を推進してまいります。中でも、本県ではここ数年、高齢者の年間交通事故死者数が全死者数の6割を超えるなど、高齢者対策が喫緊の課題となっています。

また、先般、視覚障がい者の男性が、盲導犬とともにトラックにひかれ死亡するという

痛ましい事故も発生しました。

そこで、県警察においては、引き続き、自治体や関係機関、団体と連携した高齢者の交通事故防止対策を進めるほか、障がい者が安心して通行できるよう、障がい者を守る交通安全対策、交通事故に直結する悪質、迷惑、危険な違反行為に重点を指向した指導取締り、交通事故が多発する時間帯や場所における街頭活動等、真に交通事故防止に資する活動を強化してまいります。

第4は、大規模災害等への徹底対処です。

南海トラフ地震をはじめとするあらゆる自然災害に対して、迅速かつ的確に対処できるよう装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関等と連携した災害警備訓練を反復実施してまいります。

また、シリアにおける邦人殺害事件など、我が国へのテロの脅威が現実のものになるとともに、フランスのパリにおける連続テロ事件の発生など国際テロ情勢が一層厳しさを増す中、来年開催される伊勢志摩サミットに向けて、水際対策や重要施設の警戒警備等の警備諸対策を強化し、テロの未然防止に万全を期します。

さらに、自治体や自衛隊等との連携を密にするとともに、様々な事態を想定した実践的な訓練を重ね、テロ等、緊急事態発生時の対処能力の向上に努めてまいります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取組状況について御報告いたしました。

県警察としましては、厳しい治安情勢の下、組織の総力を挙げて安全安心を誇れる徳島県の実現を目指してまいります。

委員各位におかれましては、今後とも県警察に対する御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

久次米首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

捜査活動に伴う物損事故が1件でございます。

お手元の説明資料1ページを御覧ください。

平成27年8月6日、阿南警察署員が実況見分中、花崗岩製の円形テーブルに上がったところ、同テーブルが倒れて破損した物損事故でございまして、県の賠償金額19万4,400円と決定し、和解いたしました。

各種警察活動では、様々な事態が想定されるため、より慎重な姿勢で業務に当たるよう、職員に対する指導を徹底してまいります。

専決処分の報告は以上でございます。

石川警務部理事官

私からは、警察施設におけるくい工事の調査結果につきまして、御報告させていただきます。

横浜市のマンション傾斜を発端として、基礎ぐいデータの流用が発覚し、大きな社会問題となっているところであります。

本県の警察施設において、過去5年間に施工した基礎ぐい工事は2件であり、電流計データの比較照合や現地調査などを行った結果、不具合はなく、安全性については問題がないと判断しております。

しかしながら、他の県有施設においてデータ流用があったところでもあり、施設の安全性に対する県民の不安を払拭するためにも、今後、知事部局と連携いたしまして、検査体制に係る改善策の検討を行うなど、更なる安全の確保に向けて取り組んでまいります。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

臼木委員

今、本部長から御報告も頂きましたけれども、これは緊急を要すると思いますので質問させていただきます。

国際テロ対策について、11月13日夜、過激派組織イスラム国による劇場、レストラン、競技場など6か所を狙ったフランス・パリ同時多発テロが発生し、死者120人以上、負傷者350人以上という犠牲者が出たところであります。もはや、どこの国もテロの脅威と無関係にいられない情勢の中、日本でも、いつ、どこで今回のようなテロが発生が発生したらと考えると身の毛がよだつ思いであります。その未然防止に向けて関係機関が力を合わせて各種施策を講じるべきだと考えますので質問をさせていただきます。

今回の発生を受けて、警察庁から全国の警察に対し、テロ関連の情報収集等を通達したとのことでありますが、県警察では具体的にどのような対策を講じられているのかお伺いをいたします。

逢坂警備部長

委員御指摘のとおり、フランスにおきまして、あのような重大な事案が発生しております。今回の事案の背景につきましては、現在調査中のところでございます。

ただ、先ほど委員がおっしゃったとおり、日本国内においても同様のテロ事件が発生する可能性というのは否定できません。このため、本県におきましても、関連情報の収集に当たるとともに、フランス関連施設をはじめとする重要施設に対する警戒の実施や水際対策の強化など、テロ対策の強化に努めているところでございます。

臼木委員

いろいろ通達を受けて調査中であり、施策を講じているようではありますが、特にこの件に関しては神経を使って頑張っていたらと思います。次に、日本国内で起こるテロの脅威はいかがかということで、イスラム国は今年1月、日本人2人を殺害して、日本もテロの標的であると表明をしているところでもあります。今回の大規模なテロの発生を受けて、特に気にかかるのは、本県をはじめ日本国内において、イスラム国などイスラム過激派組織によるテロの脅威が実際にあるのかということではありますが、警察では、現状をどのように認識しておりますか。

逢坂警備部長

以前から我が国でのテロの脅威は存在するとの認識の下、各種対策を講じております。この数年、特にイスラム過激派によるテロが世界へ拡散していること、またISIL、いわゆるイスラム国が日本をテロの標的として名指しをしていること、更にサミットやオリンピックなどの大規模行事が控えていることなどから、テロの脅威が現実のものとなってきているところでございます。引き続き、国際テロの未然防止のため、情報収集や警戒の強化に努めてまいりたいと考えております。

臼木委員

愛媛県では大々的に医師や自治体を巻き込んで、このテロ対策の訓練というんですか、今朝、それをラジオで聞いたものではっきりとはしませんが、本当にこれは早急に徹底した訓練なりをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

逢坂警備部長

本県において、各機関と合同の訓練は実際にさせていただいております。ただ、医師とか、そういう方々との連携というのは、災害に関するものについてはいろんな意味で連携させていただいております。

テロ対策ということでは、関係する機関がいろいろありますので、そこの合同訓練というのをやらせていただいております。新聞報道でも紹介していただいているところがございます。今後、更にそういうことについて訓練を実施していきたいと考えております。

臼木委員

ホームグロウン・テロリスト対策ということで、今回のテロの実行犯の中には、フランスで生まれ育ったホームグロウン・テロリストと呼ばれている者がいたとのこと。日本でも、国内で生まれ育った者によるテロの可能性も考えられますが、警察ではテロリストやテロリスト予備軍などを発見した場合、どのような対策を講じてテロの未然防止を図られようとしているのか、お尋ねします。

逢坂警備部長

委員、御指摘のとおりでございます。先ほど申し上げましたI S I L、いわゆるイスラム国の台頭に伴う国際情勢の変化に対しまして、あらゆるテロの未然防止のために、警察庁をはじめ、全国の都道府県警察と連携し関連情報の収集また分析等により、テロの兆候をいち早く把握し対処できるよう、万全を期しているところというのは既に御説明させていただいたとおりでございます。御指摘のとおり、自国育ちのテロを防止するという観点から、テロ行為を目的とした海外渡航に関する情報を得た場合は、必要に応じて関係省庁と連携して、適切な措置を講じることとしております。

臼木委員

最後に、偏見に対する県警察の見解ということで、イスラム国はテロを起こす危険な集団であるが、決してイスラム教徒全てが危険な存在ではないと思います。多くのイスラム教徒が今回のテロに対して抗議の声をあげているのも事実でありますし、テロ対策を進める上で、テロとは無縁のイスラム教徒への偏見や排斥が広がっていくおそれがあるのではないかと心配するんですが、警察としての見解はどのように持たれておりますでしょうか。

逢坂警備部長

警察では、テロリストによる社会インフラの悪用を防止し、また、定住外国人に係る現在または将来における犯罪誘因を除去するために自治体等と協力いたしまして、防犯講習でありますとか交通安全講習などの各種活動を通じまして、外国人コミュニティとの連携を強化しているところでございます。こうした活動を通じまして、外国人の方が日本人と安心して共生できる社会構築に努めてまいりたいと考えております。

臼木委員

外国人と共同して、テロ対策を講じるということでございますが、日本ではオリンピックもありますし、見ていたら劇場や人のたくさん集まる場所を狙う、本当に戦争ですよ。私が特に心配するのは、日本では原子炉を狙われた場合、それと水道源を狙われた場合は本当に手の打ちようがないわけでございます。いつ、どこで、このテロというのは起きてもおかしくはないような治安情勢、世界の情勢を見ておりましたら大変な状況でございます。私たちが高枕で夜も休めるとするのは、本当に警察組織に頼らざるを得ないわけですから、徹底した取組をしていただきたいわけですので、よろしく願いして終わります。

藤田委員

先ほど、本部長より県下の治安情勢ということで報告があったわけですが、交通事故、そして刑法犯認知件数とも減少傾向、また減少した中での身近な犯罪の徹底抑止について報告があったわけですが、その中でも全国的に多発している特殊詐欺に対して、昨年も県

議会において「詐欺でないで条例」という条例を制定するなど、官民をあげて撲滅活動に取り組んでいるわけでありますが、依然として全国的に被害が多発しているということで、本県も昨年度を上回る認知件数と、被害額にしても約2億5,000万円を超える被害が発生しているということで極めて深刻な状況にあると思っているわけですが、まず、県内で発生している特殊詐欺の手口や平均的な被害額、そして被害者の年齢層、これはどのような状況になっているのかお尋ねいたします。

鹿山刑事部長

特殊詐欺の手口の関係でございますが、手口は年々変化しております。平成25年中は、金融商品取引名下の詐欺が20件発生して、件数で全体の約50%、被害金額で85%を占めていました。平成26年からは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺が増加しておりまして、本年10月末現在で、オレオレ詐欺が23件、架空請求詐欺が18件、二つの手口で全体の66%、被害金額で88%を占めております。

手口の内容としまして、例えばオレオレ詐欺では、息子をかたって「株に手を出した。会社の金を使い込んでしまい、監査でバレそうになっている。」などとうそを言って会社への補填金名目で現金を送付させるというものがございました。また、架空請求詐欺では、大手の住宅販売業者などをかたって、実際には存在しない老人ホームに入居できる権利をでっちあげまして、「入居権を譲ってほしい。」などと持ちかけて、その後、「トラブルが発生したので、違約金が必要である。」などとうそを言って違約金名目で現金を送付させる手口でした。

被害者の年齢層等についてでございますが、被害者が62名いますが、10代が1名、20代が5名、30代が2名、40代が2名、50代が6名、60代が11名、70代が27名、80代以上が8名いらっしゃいました。65歳を基準とした高齢者の割合は41名、全体の66%でしたが、30歳未満、先ほど言ったように6名、全体の10%が被害にあっており、幅広い層に被害が出ていることがうかがわれます。

藤田委員

手口というのも年々変化しているということ、そして、被害の年齢層も高齢者のみならず若い方も被害に遭われているということで、平均的な被害額についてはどうでしょうか。

鹿山刑事部長

被害の額に関しましては、少ないものから多いものまで非常に多彩でございまして、少ないものに関しては20万円前後から始まりまして、多いものは800万円、1,000万円という額になっていますので、平均的にといてもなかなか分かりにくいと思っております。

藤田委員

被害額も少額から非常に高額なものまでであるということなんですけど、県警察におきましては「だまされたふり作戦」というものを展開して、犯行グループの摘発等に努めているということを議会でも聞いたわけでありますが、特殊詐欺の検挙状況はどういうふうになっておりますか。

鹿山刑事部長

本県におきまして、だまされたふり作戦などを実施した検挙状況ですが、本年10月末現在で8件7名で、現在、組織解明に向けて突き上げ捜査中であります。

なお、犯人を検挙しますと、しばらくの間は犯人からの電話が激減する傾向にあります。特殊詐欺の発生を未然に防止するには、検挙も大きな力となっていることを肝に銘じて、特殊詐欺の犯行グループや犯行拠点の解明、摘発に力を入れたいと考えております。

藤田委員

8件7名を検挙しているということなんですけど、特殊詐欺の撲滅ということは警察だけではなくて、やはり社会全体で力を合わせて実現していくということが非常に重要になってくると思うわけでありますが、県内の各団体や機関とどのような活動を行っているのか。また、これらの団体と県警察は、どのような連携をとっているのかお伺いいたします。

近藤生活安全企画課長

委員御指摘のとおり、警察だけでは特殊詐欺対策には限界もあることから、交番・駐在所に設置されております、地域の安全を守る会等、各防犯ボランティア団体の協力を得ますとともに、金融機関、宅配便業者、警備業者等関係機関、団体とも連携して、各種キャンペーン等の被害防止活動を行っておるところでございます。

本年、関係団体等と連携した主な活動につきましては、県内の大型量販店、徳島駅前等で通行人等へ注意喚起チラシ等を配布する啓発キャンペーン活動、さらには地域の安全を守る会会員等と警察官が合同で高齢者宅を戸別に訪問し、特殊詐欺被害防止を直接呼びかける活動、また県バス協会による県内高速バス会社の車内に家族のきずなを呼びかける特殊詐欺抑止啓発ポスターを掲示するなどいたしております。

なお、本年11月13日現在、県下各署におきまして、防犯ボランティア団体と連携した被害防止キャンペーンを99回、金融機関等の関係機関と連携した被害防止キャンペーン等を28回、ボランティア団体等と連携した高齢者宅への訪問2,096戸などの活動に協力を得ているところでございます。また、ちょっと変わったものとしましては、阿波人形浄瑠璃「青年座」によりまして、人形浄瑠璃を利用した特殊詐欺被害抑止活動をしていただくといった協力もしていただいております。

警察としましては、引き続き、これら関係団体、機関の協力を得まして、その活動の活性化を図るとともに、県民が一体となった各種被害防止施策を推進していく所存でございます。

藤田委員

今、各種団体等と連携して様々な活動、回数にしても結構な回数の積極的な活動を行っているわけですが、その積極的な活動にもかかわらず、依然として特殊詐欺被害者が発生しているという状況でありまして、県警察では特殊詐欺に対する県民の意識をどのように分析をされているのでしょうか。

近藤生活安全企画課長

特殊詐欺に対する県民の意識についてでございますけれども、徳島県監察局評価検査課が行っております「オープンとくしまeーモニターアンケート制度」というのがございまして、本年7月9日から7月22日までの間、この制度を利用いたしまして、インターネットを活用した意識調査を行っておりますので、この調査結果等を基に御説明させていただきます。

主な回答と分析結果について御紹介しますと、回答者のほとんどが特殊詐欺について知っていると言ったにもかかわらず、3割以上の方が自分も被害に遭う可能性があると言っており、特殊詐欺のことは知っていても、自分自身が被害に遭う危険や不安を感じている県民が多いことが分かりました。また、実際に被害に遭われた方からも、特殊詐欺について知っていたという回答が多く聞かれるところであります。この結果を踏まえまして、注意喚起を行う際は、具体的な手口を繰り返し紹介するなどし、抑止力を高める必要があるのではないかと考えております。

また、県民が考えている効果的な特殊詐欺の被害抑止方法につきましては、テレビや新聞等のマスコミの利用と金融機関職員による声掛けが、それぞれ約7割を超えているという状況でございました。県民の皆様には、視覚に訴える方法や関係機関と連携した抑止対策に期待を持っていることが分かりましたので、今後も、こうした県民が望む効果的な方法で対策を実施する必要があると考えておるところでございます。

藤田委員

最後に、今、様々な活動、また県民の意識も非常に特殊詐欺も知っているし、その手口というのいろいろなことが広報されているということで、そういう認識のもとでこの状況を踏まえて、今後、県警察が取り組むべき特殊詐欺対策をどのように展開していくのか伺いして終わります。

澤口生活安全部長

今後の特殊詐欺対策については、高齢者を中心に、だまされないための活動と金融機関等との連携による犯人に現金を渡さないための活動の2点を重点に推進することとしております。まず、だまされないための活動はこれまでどおり、防犯ボランティア、金融機関等の関係団体、機関と連携したキャンペーン、老人会等各種会合における講話と警察官による寸劇を合わせた効果的な講習、地域警察官による高齢者宅の戸別訪問、押収名簿を活用した注意喚起等であります。被害の6割以上を占めている高齢者に直接働き掛ける分かりやすい対策を、繰り返し粘り強く推進してまいります。

次に、犯人に現金を渡さない活動につきましては、既に宅配便業者や警備業協会と、特殊詐欺の被害に遭っているおそれがある高齢者等を認めた際の通報などについて協定を結んでおりますので、その効果を高める活動を推進します。また、金融機関につきましては、既に高齢者の不審な預貯金等の解約、振り込み、携帯電話を使いながらのATM操作に対する声掛けや高額現金引き出しの際の自己宛て小切手の推奨などを依頼しております。更なる水際での被害阻止を徹底すべく、先般、県内全ての金融機関に対し、一定の高齢者による高額取引について、全て110番通報していただくよう要請いたしました。早期に警察官が臨場することにより、金融機関の負担軽減と犯人に現金を渡さない活動を徹底しようとするものでございます。今後、宅配業者やコンビニ等にも同様の働き掛けを行いたいと考えております。以上2点を中心としまして、今後も特殊詐欺被害防止対策を推進してまいります。よろしく申し上げます。

中山委員

先ほど本部長の説明の中にもありましたように、皆様の御努力によりまして交通事故の死亡者数は昨年よりも3人減少しておるということでありますけれども、いまだにまだ25人ということで、なかなかゼロまで近づかない状況だと思えます。今後、より一層の強化をしていただき、限りなくゼロに近づけるようにしていただきたいと思えます。

そこで、一定の病気に起因する交通事故についてお伺いしたいと思います。全国各地で、持病を持つ運転者の意識障害による悲惨な交通事故が相次いだことを受けまして、昨年6月に一定の病気にかかっている運転者の交通事故防止を目的とした道路交通法が改正されました。

しかし、それから1年以上が過ぎましたが、8月16日、東京都JR池袋駅で、てんかんの持病がある男性が運転する乗用車が暴走し歩行者5人が死傷した事故、また、最近では10月28日にJR宮崎駅前の歩道で、認知症の治療を受けていた高齢者の運転する乗用車が暴走し、通行人6人が死傷する事故が発生するなど、依然として深刻な状況が続いております。本県におきましても、同様の事故が発生するのではないかと危惧しているところがございます。

そこでまず、道路交通法改正における「一定の病気」とは、どのような病気のことをいうのか。また、県内で一定の病気にかかっている運転免許取得者はいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

時谷交通企画課長

「一定の病気」とはどんな病気か、それから、県内で一定の病気にかかっている運転免許取得者数についての質問でございます。

「一定の病気等」とは、幻覚の症状を伴う精神病や発作により意識障害又は運動障害、そのほか自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気で、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、躁うつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、認知症、アルコール・麻薬等の中毒と法令に定められております。

県内で一定の病気にかかっている者であって、予測、判断、操作等に係る能力を欠くおそれがないものとして、運転免許の取得又は更新をしている人数についてでございますが、本年10月末現在 302 人でありまして、全員医師の診断書の提出を求めた上、運転可能と判断しているところでございます。

中山委員

「一定の病気」にも様々な種類があって、認知症を含めてかなり広範囲であるというお話でした。また、302 人もの方が一定の病気にかかっているにもかかわらず、免許を取得しているというお話でした。その一定の病気にかかっている人たちが、運転免許証を取得又は更新するにはどのような手続が必要なのか。また、病状を隠して免許を取得又は更新すれば、どのような罰則があるのかをお聞きしたいと思えます。

時谷交通部参事官

一定の病気にかかっている者の免許取得又は更新手続について、説明をさせていただきます。

運転免許を初めて取得される方については、運転免許試験時に一定の病気等にかかる質問票の提出を求めまして、この質問票の回答から、一定の病気等のおそれがある場合は、本人から病名等の詳細を聴取の上、必要があれば医師の診断書の提出を依頼するなど、運転免許取得可能かを総合的に判断しているところでございます。また、事前に運転適性相談等を受け付けた場合には、同様に担当者が相談内容を聴取の上、免許取得の是非やきめ細やかなアドバイスをしているところでございます。

運転免許の更新に当たっても、運転免許更新者全員に対して、一定の病気に関する質問票を記載させ、提出してもらっております。質問票によって一定の病気にかかっている疑いがある場合には、個別聴取の上、自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると判断されれば、診断書の提出を依頼しているものでございます。ただし、運転免許更新時には即判断ができないことから、運転免許の更新を一旦行い、新しい免許証を交付後、申請者には診断結果によっては、後日、運転免許の停止や取消しに該当することもあることを説明し、納得の上で更新手続を行っております。

次に、病状を隠して免許を取得又は更新をすれば、どのような罰則があるのかについて説明させていただきます。

病状を隠して、質問票に虚偽の記載をして免許を取得又は免許証の更新をした場合は、平成25年の改正道路交通法で規定された虚偽申告罪に該当しまして、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとされております。

中山委員

今回の道路交通法改正によれば、医師が一定の病気に該当する者が運転免許証を受けていると知ったときは、警察に診察結果を届出ることができるとなっているようですが、県内における医師からの届出状況というのはどうなっているのか。また、恐らく医師の方々も個人情報というふうな意識がありまして、届出するのを躊躇している人もいるかと思えます。でも、やはり未然に事故を防ぐためには情報開示というのをする必要があるのでないかと思えますので、それを促進するためにどのような対策をとられているのかをお聞きしたいと思います。

時谷交通企画課長

医師からの診察結果の届出状況、それと届出を促進するための対策についてでございます。

委員御指摘のとおり、医師は、その診察を受けた者が一定の病気等であることを知ったときは、その診察の結果を公安委員会に届出ることができることとなっているところでございます。ただ、この制度は任意であるため、医師からの届出につきましては、平成26年6月に開始されてからこれまではありませんが、一定の病気対象者には主治医から運転の適否について警察に相談するようとのアドバイスを受けて、本人から警察に対する運転適性相談を受けているところでございます。

届出の促進対策につきましては、担当者が県医師会を訪問しましてパンフレットを配布した上、この制度について説明するとともに、医師会の会議においても出席させていただきまして、一定の病気該当者を発見した場合の届出制度についても説明し、要請を行っているところでございます。

今後も、引き続き県医師会を通じまして、新たに一定の病気対象者を把握した場合の届出や患者本人へのアドバイスをお願いすることとしております。

中山委員

ただいま、一定の病気に関する届出というのがゼロということでしたが、そんなことはないのではないかと思います。そういうことから、今後、一定の病気に起因する悲惨な交通事故を防止するために、これから徳島県警察として、どのように取り組んでいくのか。また、その取組によって、病気に対する社会の偏見の強まりや規制強化につながるものが懸念されますが、その辺のところの見解をお願いしたいと思います。

薄墨交通部長

一定の病気等に起因する交通事故防止対策でございますが、一定の病気等にかかっているかどうかを的確に把握し、運転免許の拒否、取消し等を適切に行うことが重要と認識しておるところでございます。そのため、警察活動による把握と医師会をはじめ関係機関、団体との連携による把握に努めているところでございます。

まず、警察活動による把握でございますが、交通事故捜査及び交通指導取締り、本人やその家族等からの運転適性相談、第三者からの情報提供や急病人保護等のあらゆる警察活動を通じて把握に努めておりますほか、運転免許更新時の質問票への確実な申告や、病気を理由に免許を取り消された場合の再取得時の試験の一部免除といったことなどを更新者に説明するなど、一定の病気の申告を行いやすい環境の整備に工夫をしているところでございます。

次に、関係団体等との連携による把握については、先ほど交通企画課長から説明させていただいたとおり、県医師会に協力依頼をしておりますほか、自動車教習所に対しても同様の協力を求めておりまして、一定の病気等を有する者の把握に努めているところでございます。以上のように、一定の病気等を有する者を的確に把握し、免許の拒否、取消し等を適切に行い、交通事故防止に努めているところであります。

中山委員

自分が「一定の病気」といわれる病気にかかっていると認識している人というのは、なかなか事故を起こしにくいと思うんです。一番怖いのは、認知症を含め、認識ができていない方の自動車運転というのが一番問題ではないか。それによつての事故というのが大惨事につながるおそれがあります。先ほど申したように、歩行者に突っ込むとか、登校中の学生に突っ込むというのはあってはならないことだと思います。そういうことがあれば、事故の死亡数も一気に増えることになります。ですから、そういうことがないように、今後、いろんな団体や機関と連携を密にして、未然防止に積極的に努めていただきたいと思います。お願いして終わりたいと思います。

長尾委員

今日の事前委員会で、県土整備委員会の危機管理部の方から、自転車の安全で適正な利用に関する条例案が説明されることとなっております。御承知のとおり、平成20年に兵庫県で小学5年生が60代の女性にマウンテンバイクで衝突をして、その小学5年生の親に対し、約9,500万円の賠償ということが大変大きな社会的なニュースになって、今、全国的に自転車の利用に関して損害保険に入るといふことの条例が、東京都をはじめとして全国で4県制定されていると。徳島県と滋賀県が、来年4月から施行ということで予定されております。今日の県土整備委員会では、この12月上旬にこの条例案のパブリックコメント

を実施するということが、また、来年2月の定例会で知事から提案をされ、4月1日から施行ということが予定されておるといふこととごさいます。

この中で、徳島県の自転車事故をお聞きいたしますと、平成18年には1,096件あったと。それが年を経るごとに900件代になり、800件代になり、平成26年では746件といふことと、自転車事故は減ってきている。これは、関係者の御努力によって減ってきているものと思ひます。ただ、死者数は5人から10人くらいの幅で毎年推移しているわけであります。

今申し上げたように、1億円近い賠償に小学生の親が耐えられるかといへば、それはなかなかそうはいかない。といふ中で、過去のこの委員会でも見ましたら、当時の交通部長からTSマーク附帯保険といふのがある。このTSマーク附帯保険といふのは、警察庁所管の財団法人日本交通管理技術協会といふものがあつて、これによる自転車安全整備制度に基づくものといふことと、この制度が自転車安全整備店、また自転車販売店の自転車安全整備士、こいう人たちが自転車の点検整備を行つて安全な自転車であることを承認したときに、このTSマークを送付するものである。これは点検の日から1年間の附帯保険が付与されると。この保険に入っていると、事故にあつて入院した場合とか亡くなつた場合とか、いろんない後遺症が残つた場合とか、こいう中で、死亡とか重度の後遺障がいを負つた場合、支払限度額は傷害保険で最大が100万円、賠償責任保険額が最大2,000万円となつていふ説明が、当時の交通部長からなされておひます。

そこでお聞きしますが、今、県内には自転車がそもそも何台あるのか教えてもらひたい。

岸本委員長

小休します。（11時26分）

岸本委員長

再開します。（11時26分）

長尾委員

それでは、付託委員会のとときに調べて報告してもらへればいいですが、要は、車であれば車検といふものがある。自動車は何台あつて、車検は何台といふのが明確にわかる。自転車もいわば今回左側通行だとか、こいう中で、自転車も車両の一つだよといふふうには認識をして施策を進めている中で、これはなかなかすぐには分からないけど、今、県下で自転車は何台あつて、TSマーク保険といふのが現在何台かといふのはわかりますか。

岸本委員長

小休します。（11時27分）

岸本委員長

再開します。（11時27分）

長尾委員

では、これも付託委員会のときでいいから報告してください。さらに、このTSマークというのは自転車を買ったときに1年間付くわけですよ。だけど、1年たったら、更新しなければこの保険は消えるということだと思っただけ、そのときに、今回この条例をつくって、兵庫県でも4月に施行して10月1日から保険に入るようになっているんだけど、多分徳島も来年4月1日に施行したら、来年10月1日から保険に入る。当然、保険料も要るわけだけど、それが自転車を買ったときには入っている。でも1年たったとき切れるわけだから、車検だったら毎年車検するのと同じように、ここもきちっとやらなくちゃいけない。この辺に対する考え方について、どうなのかお聞きしたい。

薄墨交通部長

自転車保険につきましては、先ほど委員から御紹介がございましたように、高額な賠償が出されている事例というのがございます。被害者の救済といったものが非常に重要と認識しているところでございます。損害賠償保険への加入につきましては、加入促進を警察としても図っていきたいと考えているところでございます。

長尾委員

何台あるのか分からないけれども、このTS保険というのは、去年若しくは今年買った自転車は保険があるけど、それより以前に買った自転車、そういうものが更新されているというのは、極端なことを言うとほとんどないのではないかと。例えば、何十万台の自転車があって、今現在、保険がきく自転車というのはもう本当に数知れていると思う。そういうものが今度の条例によって、そうじゃないよと。車に車検はいつまでだと貼り付けるのと同じように、自転車にだってTSマークというのを買ったときに貼ってくれるけど、それには期限があって、次にまたこれを貼り替えることによって、警察官が徳島駅前を歩いて自転車を見てこれは切れているということが分かるようにでもしないと、とてもその促進は図れないと私は思う。だから、そういったことをこの条例ととともにどうするかということをお聞きしたいんだけど、付託委員会でいいから答えてもらいたい。今、もしそういう方針がありましたら答弁してもらいたい。

薄墨交通部長

TSマークにつきましては、点検と整備といったものがセットになっております。点検整備をやっていただくというのを、今回条例で制定することによってでございますので、今、県と協議をしておりますのは、学校等で実施する施策をまず展開していきたいと考えております。確かに、徳島県下の自転車の台数は非常に多い状況でございます。実質的な把握は難しいと思うんですが、そういった意味で、まず学校から始めさせていただきたいと考えております。

長尾委員

そうならざるを得ないと思います。やっぱり、小学5年生の親が1億円なんていうのはとても払いきれない。そういうことから、基本的にはまず小学生、中学生、高校生、そういった学生生徒の保険の推進というのを図らなければいけない。それとともに、小学校や中学校に入って1年間はいいいけど、その後は入らないというのだったらまた問題だから、そういったところをどのように教育委員会や会社や事業者とやるかということ、今日説明する条例を来年4月から施行するときに、もう一步更に細かなところを詰めなくてはいけないと思います。だから、それをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、この説明の中で関心を持って聞くんだけど、高齢者の同居者等の助言というのがあって、先ほども高齢者、病気の問題があったけど、高齢者の同居者等が自転車の安全利用やヘルメット着用などについて高齢者に助言をするというのがある。今、中学生はヘルメットをかぶったりしている子が多いんだけど、高校生になるとヘルメットなんかかぶらないし、まして大人はかぶらない。高齢者の同居者等の助言とは、高齢者にヘルメットを着用しなさいということなんだけど、これは罰則もないわけで、オートバイは皆ヘルメットをかぶっていて、かぶらなかつたら罰則あると思うけど、これは罰則がない中で努力義務というか、この辺のところはどう考えておりますか。

薄墨交通部長

ヘルメットの着用につきましては、交通事故の実態として、特に死亡事故の実態を見ても、約8割以上の方が頭部損傷等による事故で亡くなっているという結果が出ておるところでございます。ヘルメット着用の現在の状況につきましては、中学生が一部着用を義務化されております。高校生以上につきましては、一般人を含め、道路交通法にも規定はございません。ただ、今回の条例につきましては、ヘルメット着用の励行ということで努力義務とされているところがございます。高齢者の方につきましても、今年度の事故の発生状況を見ても、昨日までに6の方が自転車の事故で亡くなっており、そのうち5の方が高齢者の方でございます。やはり頭部損傷といったことで事故被害者となられておるとい実態でございます。以前から高齢者の方に対してはヘルメットの着用といったものを推進しているところでございます。

長尾委員

やっぱり、今御報告があったように、高齢者は頭部を守るといったことが大事だということで、今後どのように高齢者の皆さんに説明するか工夫していただきたいと思います。

また、この中には自分で購入する自転車というのはあるんですけど、自転車のTSマークというのは、他人が乗って事故があった場合はどうなるんですか。

岸本委員長

小休します。（11時36分）

岸本委員長

再開します。（11時36分）

薄墨交通部長

T S 附帯保険につきましては自転車に附帯しておりますので、自転車の所有者に限らず、その自転車に乗車している家族や友人、自転車を借り受けた人というのが対象になります。

長尾委員

了解いたしました。レンタルサイクルであるとか、友人同士の貸し借りだとかいっぱいあるので、そういった場合どうなのかということで、いずれにしても、この条例が来年の4月に制定になった場合、小中高や県民、いろんなところに周知することが大事だと思いますので、是非、県とも協力連携してこの条例が効果を発するように、努力義務的なところは全国そうだけど、そういう中、より有効ならしめる施策を県警察としても鋭意、知恵を出して努力していただきたい。そして、あのような悲惨なことが起きないように、いまでも女性の方は意識不明なままということでございますので、本当にこういうことがないように御努力を要望して終わりたいと思います。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時38分）